

管内で受け付けた 主な相談事例

釧路行政監視行政相談センター

1

道東自動車道を池田から釧路方面へ走行する際に、本別ICが釧路方面にあることが分かるよう案内標識を設置してほしい。

Before

After

本別ICがどちら方面にあるのか分からない…



進行方向を誤るリスクが低減！



当センターから東日本高速道路株式会社 (NEXCO東日本)※に改善を要請しました。

同社から、道東自動車道延伸を踏まえて対応を検討したいとの回答があり、令和7年8月に、本別JCTの分岐点とその約200m手前の2か所に、案内標識が設置されました。

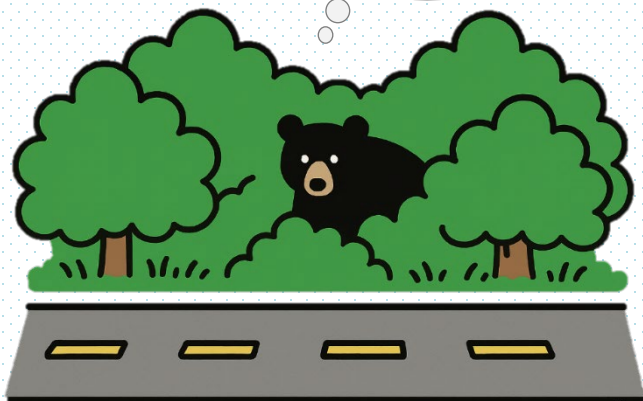
※ 特別法により設立される特殊会社

2

小中学校付近の国有林がヒグマの潜伏場所になっているため、間伐等を実施してほしい。

Before

樹木が生い茂り、ヒグマが
潜伏しやすい状態に...



当センターから国有林の整備を担う
北海道森林管理局(国の行政機関)
に改善を要請しました。

After

ヒグマの潜伏リスク低減
につながる対応が
検討!

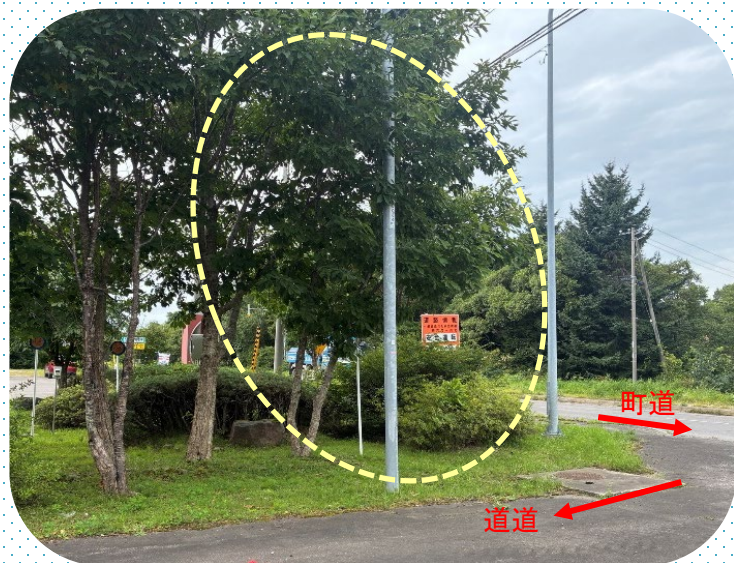


北海道森林管理局から、10年以上間伐
等を実施していなかったため、次期計
画で間伐等を計画していくとの回答が
ありました。

3

町道から道道へ右折する際、消防署の敷地内に生えている樹木により交差点の見通しが悪くなっているのを、伐採してほしい。

Before



行政相談委員が現地を確認し、消防署に相談内容を連絡しました。

After



消防署により、樹木が伐採されました。

見通しが良くなって
安心して通れるね！



4

一時停止線や「止まれ」の路面標示が消えているので、交通安全のための対策を講じてほしい。

Before

一時停止線や「止まれ」の路面標示がかすれて見えづらい……



行政相談委員が現地を確認し、市町村を通じて道道を管理する北海道(十勝総合振興局)と交通安全を担う北海道警察に連絡しました。

After



「止まれ」等の視認性が向上!



北海道(十勝総合振興局)と北海道警察が協力して注意喚起看板や「交差点注意」の路面標示の設置、路面の塗装等が講じられました。

5

横断歩道の白線が消えているので、塗り直してほしい。

Before



行政相談委員が現地を確認し、交通安全を担う北海道警察(警察署)に相談内容を連絡しました。

After



北海道警察により、白線が塗り直されました。

6

河川敷に生えている樹木が住宅に接するほど生育してしまったので、伐採してほしい。

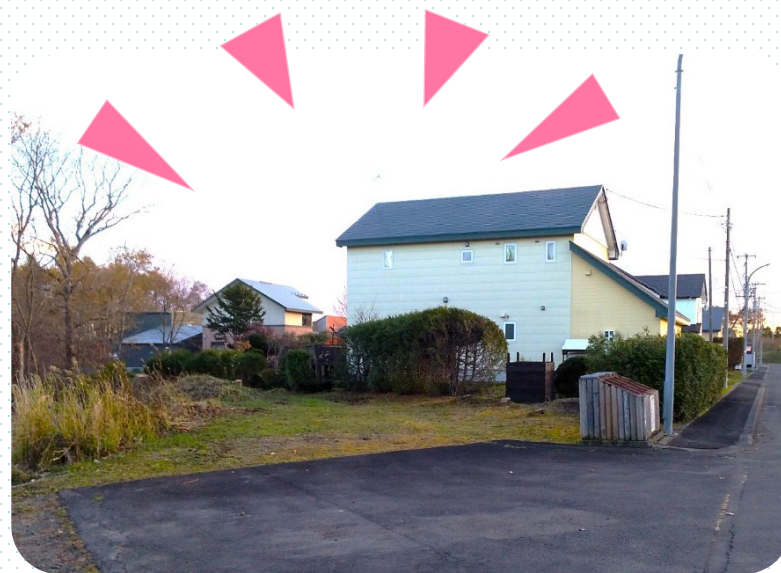
Before

日当たりも悪くなっている・・・



行政相談委員が現地を確認し、当センターから河川を管理する北海道（釧路総合振興局）に相談内容を連絡しました。

After



北海道（釧路総合振興局）により、樹木が伐採されました。

7

老齢年金請求書の作成方法が分からない。
年金事務所に問い合わせる自信がないので、作成方法を教えてほしい。

行政相談委員が相談者に対し、記入例を参考にしながら、書類の作成方法をアドバイスしました。



8

相続について教えてほしい。 ※ 二人の行政相談委員が対応した同種の2事例です。

①

相続の準備について教えてほしいとのことであったため、行政相談委員が相談者に対し、

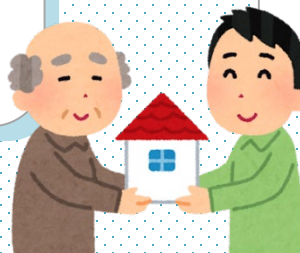
- ・ 親の出生からの戸籍が必要となるため、市町村から事前に取得しておくことがスムーズであること
- ・ 固定資産税の納付書には名義・所在地・評価額が記載されており、財産確認に便利であること

などをアドバイスしました。

②

不動産の名義変更のために何をすればよいか分からないとのことであったため、行政相談委員が相談者に対し、

- ・ 手順を整理した資料を提供して説明しました。
- ・ 相談者が以前に登記手続を依頼した司法書士事務所が移転していることが分かったため、移転後の電話番号を調べ、伝えました。



9

近隣住民が野良猫にエサをあげているので、やめさせてほしい。

行政相談委員が市町村に連絡し、担当部署から口頭で注意が行われました。また、広報誌で注意喚起もなされました。



■ 野良猫にエサを与えないください

餌を与えているせいで、ご近所の敷地で排泄するなど『迷惑を受けている』と通報が入っています。

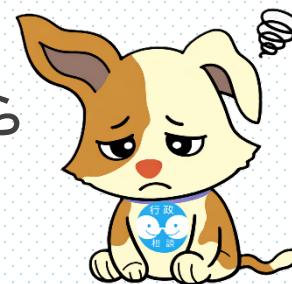
野良猫に餌やりをされているのであれば、餌をやっている方自身に猫の世話をする責任が発生します。

安易な餌やりは、猫にも餌をやっている方自身、近隣住民の誰にとっても良いことはありません。相応の覚悟を持って行う必要がある、大変責任の重いことであるをご理解ください。

広報誌での注意喚起内容

10

国民健康保険料の分割納付が滞ってしまい、市町村から納付額の増額や差し押さえを通告されてしまった。



行政相談委員が、相談者には納付が滞る前に事情を担当職員に説明すべきだったことをアドバイスするとともに、市町村には相談内容を連絡し、対応の検討をお願いしました。

後日、市町村と相談者との相談が行われ、相談者から行政相談委員に感謝の連絡がありました。